資　料　3－1
練馬区基本構想審議会
平成 20 年 6 月 20 日

分野別課題・将来像の検討資料②

Ⅳ　だれもが快適に暮らすために　～環境まちづくり分野～

４１　みどり豊かなまちをつくる
４２　環境にやさしいまちをつくる
４３　循環型社会をつくる
４４　地域特性に合ったまちづくりを進める
４５　生活しやすいまちをつくる
４６　良好な交通環境をつくる
４７　安心して生活できる住まいづくりを進める

41. みどり豊かなまちをつくる

＜政策シート＞

☆この政策でめざす状態

公共施設・道路・河川・民間施設などに関わらず、区全体の緑化推進と緑地の保全を図り、緑被率30%に近づいている状態。

○樹林地や農地が保全され、郷土の景観が維持・継承されている状態。

○区民一人ひとりが練馬のみどりを愛し育み、各地域でみどりの活動団体が活発に活動してる状態。

○多様な機能のあるみどりと水の拠点や身近な公園の整備がなされ、その他の民間や公共施設の緑化も進み、みどりがネットワーク化され、うるおいのある環境が実感されている状態。

＜この政策で展開している施策＞

- 41　みどり豊かなまちをつくる
  - 411　ふるさとのみどりを守る
  - 412　未来を築くみどりをつくる
  - 413　みどりを愛し育む活動を広げる

■課題

○樹林地や農地の保全

・樹林地などの管理をサポートし、所有者の負担軽減を図ることが求められる。

・練馬らしい景観の象徴である樹林地および農地の保全のために区が取得する方策や税負担軽減の方策が求められる。今後は特に保全すべき郷土景観の残るところについて、農地と樹林地との一体的保全や古民家などとともに保全することが求められる。

○みどりの確保と創出

・区民全体に練馬らしいみどりを守る意識を広く浸透させるために、区民との協働を促進する体制の充実が求められる。

・公共・民間を問わず、さまざまな手法による緑化の推進と、そのための区民や事業者向けの情報発信や支援の充実が求められる。

・地球環境保全に向けた質量ともに充実したみどりの確保が求められる。

○公園の整備

・水とみどりを軸としたネットワークの形成と拠点公園の整備の推進が求められる。

・さまざまな住民のニーズに応えられる公園の整備への要望が増加し、また、既存の公園を安全・安心して利用できるようにするための改修促進の要望が増加する。

○課題に対応する取り組みの方向性

○樹林地や農地の保全

・樹林地の取得や制度の充実による保全の推進

・農を楽しみ学習できる拠点整備の推進

○みどりの確保と創出

・民のみどりの保全と緑化の推進のための各種支援制度の拡充

・練馬みどりの葉っぱい基金のPRと拡大

・練馬みどりの機構の緑地管理機構早期認定と独自事業の拡充

・公共施設、道路や河川の緑化の推進によるみどりのネットワーク化

○公園の整備

・公園整備の推進

・計画的な公園改修の推進

＜この政策にかかわる個別計画＞

・練馬区みどりの基本計画（平成10年8月策定・平成20年度改定予定）

・みどり30推進計画（平成18年12月策定）

＜区民の意識・意向（施策の満足度・必要度）＞

※平成19年度区民意識意向調査より

	満足度（%）		必要度（%）	
	満足評価	不満評価	必要性の高い評価	必要性の低い評価
みどりの保全と創造	61.6	30.4	81.4	12.0

注:各評価の割合は無回答を含む割合のため、その合計値は必ずしも100%とならない

＜区民懇談会の提案内容＞

※頁番号は「練馬区の将来像を考える区民懇談会　報告書」の掲載頁

☆めざすべき将来像	環境まちづくり	(1)“みどり文化”の薫るまち（6頁） ＊いい土といい水を活かしてみどりを楽しむまち ＊多様なみどりを育むまち ・地産地消がすすみ、環境保全に役立つ農地のみどりが保たれているまちをめざします。 ＊身近なみどりを大切にするまち
	区民生活	(3)農緑（のうりょく）を育むまち～緑との共生～（6頁） ■緑を考える視点（緑の区分とそれに応じた取り組みが確立されたまち） ■暮らしに緑があふれるまち ＊花と緑のあるまちかど ＊緑ゆたかな楽しい公園 ＊農を活かしたまち
■現状における課題	環境まちづくり	「みどり・農地」（1頁） ＊練馬区のみどりは民有地に依存しており、年々減少しています。 ＊練馬区の農地保全は地理的条件から難しい状況におかれています。 ＊区内のみどりを十分に活用できていません。 「水辺、河川」等（2頁） ＊区民の水やみどりに対する意識が低下しています。
	区民生活	「緑・農業」（3頁） ＊「個」の緑に係る課題：緑が心に与えるやすらぎなど緑の価値と豊かさの根源を見直し、緑の創出、維持管理育成の重要性に関する住民意識啓発が必要です。 ＊「共」の緑に係る課題：緑の保有者と周りの人々が協調しながら緑の保全・育成をしていくための、緑に関する合意形成の仕組みが必要です。 ＊緑を育む政策に係る課題：小規模家屋にも屋上緑化を広げるなど、まちかどに緑を増やしまちの緑を守ることが必要です。 ＊土と緑を活かした練馬の文化遺産の活用が必要です。
○取り組みの方向性	環境まちづくり	(1)a)多様なみどりを育み、身近なみどりの保全を図ります(10頁) b)みどりの循環を促進します c)みどりを楽しむまちをめざします d)地産池消の仕組みを構築し、持続可能な都市農業を保全します。
	区民生活	(3)a)まちの農と緑を守り、育みます(全緑疾走)（18頁） b)区民一人ひとりが緑を生み出す取り組みを進めます（魅緑記念日）

42. 環境にやさしいまちをつくる

＜政策シート＞

☆この政策でめざす状態

地域から環境問題を解決するため、区民・事業者・区がともに環境にやさしいまちの実現に向けて取り組んでいる状態。

＜この政策で展開している施策＞

- 42 環境にやさしいまちをつくる
  - 421 足元からの行動を広げる
  - 422 公害問題を解決する
  - 423 まちづくりで環境に配慮する
  - 424 まちの美化を進める
  - 425 率先して区の取り組みを進める

■課題

・地球温暖化という地球規模の環境問題、都市化によるヒートアイランド現象への関心が一層高まる。

・練馬区において区民、事業者、区がどのように地球温暖化対策に取り組めばよいのかを分かりやすく提示し、各主体が省エネルギー行動を実践していくことが求められる。

・そのために、環境だけでなく、経済、産業、まちづくりなどさまざまな分野で、持続可能な社会を実現するための教育という新たな視点に立った環境学習・環境教育を展開し、各主体が意識を改革していくことが重要となる。

・身近な地域の環境やまちづくりへの意識、関心も高まり、みどり、水辺等の自然環境の保全、育成のための計画に基づく施策の実施や区民、事業者による取り組みが必要となる。

・また、「いつもきれいなまち」を実現するために、日常的な地域清掃活動の活性化や歩行者の喫煙マナー向上などの取り組みを効果的、継続的に進めていくことが求められる。

○課題に対応する取り組みの方向性

・練馬区地球温暖化対策地域推進計画を策定し、区の特性に応じた具体的な温室効果ガスの削減やヒートアイランド対策に取り組む。

・環境学習・環境教育を担う人材の育成や活動の場の拡充などに努める。

・みどり、水辺等の自然環境の保全施策を推進し、自然豊かで多くの種類の生きものが共生する地域にしていく。

・ポイ捨て禁止キャンペーン等の定期的実施や効果的なPRに努め、歩行者のマナー向上を図る。

・まちの美化を進める自主的な住民団体を育成し、住民の参加、参画、協働を一層促進する仕組みをつくる。

＜この政策にかかわる個別計画＞

・練馬区環境基本計画2001－2010（改定計画）（平成19年9月改定）

・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（平成20年度策定予定）

・練馬区環境学習推進計画（平成20年3月策定）

・練馬区水辺ふれあい計画2001－2010（改定計画）（平成20年1月改定）

＜区民の意識・意向（施策の満足度・必要度）＞

※平成19年度区民意識意向調査より

	満足度（%）		必要度（%）	
	満足評価	不満評価	必要性の高い評価	必要性の低い評価
環境の保全	37.0	55.8	86.3	7.4

注:各評価の割合は無回答を含む割合のため、その合計値は必ずしも100%とならない

＜区民懇談会の提案内容＞

※頁番号は「練馬区の将来像を考える区民懇談会　報告書」の掲載頁

☆めざすべき将来像	環境まちづくり	(1)“みどり文化”の薫るまち（6頁） ＊いい土といい水を活かしてみどりを楽しむまち (2)水が身近なまち（7頁） ＊水が自然に流れる ＊水辺を歩いて楽しめるまち (3)ものやエネルギーを大切にするまち（8頁） ＊ごみの姿がなくなるまち ＊エネルギーを上手に使うまち
■現状における課題	環境まちづくり	「水辺、河川」等（2頁） ＊豊かな水資源を十分に活用できていません ＊区民の水やみどりに対する意識が低下しています 「ごみ・リサイクル」等（3頁） ＊ごみの出し方やポイ捨て防止など区民のマナーの向上が必要です。 ＊省エネルギーに向けた取り組みが求められています。
○取り組みの方向性	環境まちづくり	(2) a)区内の河川や旧水路を活用し、区民の誰もが水を身近に感じる空間を創出します（13頁） b)地下水の涵養・保全等を通じて、自然な水の流れをつくりだします (3) b)環境に優しい生活スタイルを促進します（15頁） c)エネルギーの有効利用を進め、省エネ社会を実現します d)ごみ捨てマナーの守られているまちをつくります

43. 循環型社会をつくる

＜政策シート＞

☆この政策でめざす状態

・区民一人ひとりが日常生活の中でごみの発生抑制を優先し、ものの再使用を進めるとともに、再生品の利用に取り組んでいる。

・事業者は、不用物を発生させない生産・流通の事業活動への転換が図られるとともに、拡大生産者責任に基づいた再使用・再生利用・ごみの処理を行い、排出者としての事業者の立場から、ごみの発生抑制を積極的に進めている。

・区は、庁舎、学校等の公共施設でごみの発生抑制を進めているとともに、区民・事業者の発生抑制への取り組みを支援している。

・こうした三者の取り組みにより区民が、1人1日あたりに排出するごみの量が470gになっているとともに、資源とごみを合わせた1人1日あたりの量が770gになっている。

＜この政策で展開している施策＞

- 43 循環型社会をつくる
  - 431 ごみの発生を抑制する
  - 432 リサイクルを進める
  - 433 ごみの適正処理を進める

■課題

・区は3R【リデュース（ごみになるものを減らすこと）、リユース（ごみとしないで繰り返し使うこと）、リサイクル（再び資源として使うこと）】の取り組みが、区民・事業者の自発的な行動となるように促進していく必要があるとともに、発生したごみについても、リサイクルルートが確立しているものは、そのルートの活用が必要である。

・ごみの発生を抑制するために、区民・事業者・区の三者が協働する仕組みを作る必要がある。

・ごみ処理や再資源化に要するコストを分かりやすく知らせる必要がある。

・ごみの発生抑制策の一つとして排出したごみ量に対して適性な費用負担を求める「家庭ごみの有料化」について検討していく必要がある。

・効率的な資源回収事業を推進するため、回収した資源を圧縮・梱包・保管できる資源化関連施設を確保する必要がある。

・東京23区において、最後に残されたごみの埋立処分場の延命化を図るためには、資源の分別の徹底や埋立量を減少させる必要がある。

＜この政策にかかわる個別計画＞

・練馬区第2次一般廃棄物処理基本計画（平成18年3月策定）

・練馬区リサイクル推進計画（平成18年3月策定）

○課題に対応する取り組みの方向性

・東京23区の最後の埋立処分場の延命化と資源の有効活用を図る目的で、平成20年10月から廃プラスチックのうち、容器包装プラスチックを資源として回収するとともに、その他のプラスチックおよびゴム製品・革製品を焼却し熱エネルギーを回収する。 なお、資源回収した容器包装プラスチックは、リサイクルルートが確立し、資源化経費を事業者が負担する容器包装リサイクル協会が実施しているシステムを利用する。

・区民・事業者・区の三者が協働する仕組みの基となる懇談会開催を毎年度行うように検討する。

・ごみ処理経費やリサイクル経費を分かりやすく区民に知らせるためにも、資源・ごみの区報特集号を毎年発行することを検討する。

・家庭ごみの有料化は、発生抑制策の一つであるが、実施にあたっては、区民の理解と協力が何よりも必要である。今後、国や都、他区の動向を注視しつつ検討を一層深めていく。

・効率的な資源回収や区民の利便性を考慮し、資源・粗大ごみ等の一時保管場所とする『（仮称）練馬清掃リサイクルヤード』の整備を進める。

・新たな資源回収品目として、家庭で使用した廃食用油の回収を進める。

＜区民の意識・意向（施策の満足度・必要度）＞

※平成19年度区民意識意向調査より

	満足度（%）		必要度（%）	
	満足評価	不満評価	必要性の高い評価	必要性の低い評価
循環型社会づくり	49.2	42.7	84.9	8.0

注:各評価の割合は無回答を含む割合のため、その合計値は必ずしも100%とならない

＜区民懇談会の提案内容＞

※頁番号は「練馬区の将来像を考える区民懇談会　報告書」の掲載頁

☆めざすべき将来像	環境まちづくり	(3) ものやエネルギーを大切にするまち（8頁） ＊ ごみの姿がなくなるまち
■現状における課題	環境まちづくり	「ごみ・リサイクル」等（3頁） ＊ ごみの出し方やポイ捨て防止など区民のマナーの向上が必要です。 ＊ リサイクルのより一層の推進が求められています。
○取り組みの方向性	環境まちづくり	(3) a)自区内でのリサイクルの推進を図ります（15頁） b)環境に優しい生活スタイルを促進します d)ごみ捨てマナーの守られているまちをつくります

44. 地域特性に合ったまちづくりを進める

＜政策シート＞

☆この政策でめざす状態

「区民・事業者・区が一体となってまちづくりを進めていくための仕組み」や、「快適に生活を送るためのルール」などが整備され、それらが「守られている状態」。

＜この政策で展開している施策＞

- 44 地域特性に合ったまちづくりを進める
  - 441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
  - 442 土地利用を計画的に誘導する
  - 443 調和のとれた都市景観を形成する

■課題

・まちづくりにあたっては、広範な関係住民の意見を取り入れた、計画づくり・実施が求められている。そのためまちづくり条例を活用した、区民のまちづくりへの積極的な参加・提案の促進が必要となっている。

・まちの安全性・利便性に加えて、各々地区の特性に沿ったまちづくりが求められている。そこで、次の取り組みが必要となっている。
→都市計画マスタープランなどによるまちの適切な将来像の明示と実現への取り組み
→まちづくり条例にもとづく開発等個々の土地利用の適切な調整、誘導や景観法施行（16年2月）に伴う景観行政への取り組み
→練馬の特徴である農地などのみどりの保全・創出

・現状に対応した都市計画の変更が求められている。そのため、区画整理事業を施行すべき区域・風致地区・用途地域などの地域地区の見直し・変更が必要となっている。

＜この政策にかかわる個別計画＞

・都市計画マスタープラン（全体構想 平成13年3月策定、地域別指針 平成15年6月策定）

・（仮称）練馬区景観計画（計画年度 平成23年度から）

○課題に対応する取り組みの方向性

○まちづくりの仕組みの評価・見直し
・まちづくり条例や敷地面積の最低限度・高さの最高限度など新たに定めたまちづくりの仕組みについて、制度発足後の運用実態を把握・評価したうえで、適切な見直しを行う。

○区民のまちづくりへの参加および活動の啓発
・区民がまちづくりへの関心を高め、主体的な活動を行えるよう「まちづくりセンター」などを活用して啓発、支援を行う。

○景観計画の作成および景観条例の制定
・練馬のまちの魅力・個性を高めるための景観計画を定め、景観行政団体となり計画実現のための、土地利用等の制限・誘導を行う。

○農地等のみどりの保全のためのまちづくりの仕組みづくり
・農地などを存続させた土地利用・開発のモデルや仕組みづくりを行う。

○区画整理事業を施行すべき区域・風致地区等の都市計画の見直し
・決定時に比して、その後の状況変化が著しい標記の都市計画等について、適否を検討し、必要に応じて都市計画や建築制限の見直しを行う。

＜区民の意識・意向（施策の満足度・必要度）＞

※平成19年度区民意識意向調査より

	満足度（%）		必要度（%）	
	満足評価	不満評価	必要性の高い評価	必要性の低い評価
地域の特性にあったまちづくり	45.3	44.1	70.5	21.7

注:各評価の割合は無回答を含む割合のため、その合計値は必ずしも100%とならない

＜区民懇談会の提案内容＞

※頁番号は「練馬区の将来像を考える区民懇談会 報告書」の掲載頁

☆めざすべき将来像	区民生活	(1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） ＊楽しくやすらげるまち
■現状における課題	区民生活	「活力」（2頁） ＊まちの魅力の充実が課題となっています。 ＊今後の都市像とそれに適したまちづくりのあり方を検討することが必要です。 ＊今後の財政基盤、都市経営のあり方を検討することが必要です。
○取り組みの方向性	区民生活	(2)e)地域産業の活性化を図ります（経済活動の活性化・産業用地の確保・産業育成・農業活性化）（12頁）

45. 生活しやすいまちをつくる

＜政策シート＞

☆この政策でめざす状態

都市基盤の整備に加え、防災機能の向上や、バリアフリーなどにも配慮したまちづくりが進み、魅力あふれるまちで、だれもが安全・安心で快適に生活できる状態をめざします。

＜この政策で展開している施策＞

- 45 生活しやすいまちをつくる
  - 451 良好な市街地を形成する
  - 452 まちの拠点機能を向上させる
  - 453 災害に強い都市をつくる
  - 454 利用しやすい都市をつくる

■課題

- 区民の主体的なまちづくりへの参加と、協働による地区の特性を活かした安心して快適に暮らせる魅力あるまちづくりが求められる。
- 鉄道駅周辺地区が買い物などの利便性が高く、子どもからお年寄りまで安全で快適に暮らすことができるよう、まちの拠点としての機能の向上が求められる。
- 都市基盤の整備や建物の不燃化などにより災害への備えが十分になされ、安心して生活できる災害に強いまちづくりが求められる。
- 高齢化が進み、高齢者も含んだ誰もが快適に公共施設を利用できるようバリアフリー化の促進が求められる。

＜この政策にかかわる個別計画＞

- 練馬区都市計画マスタープラン（全体構想 平成13年3月策定、地域別指針 平成15年6月策定）
- 練馬区都市交通マスタープラン（平成20年3月策定）
- 練馬区福祉のまちづくり総合計画（平成18年3月策定）
- 第2次練馬区住宅マスタープラン（平成13年3月策定）
- 練馬区総合治水計画（平成2年6月策定）

○課題に対応する取り組みの方向性

○地区レベルでのまちづくりを進め、良好な市街地を形成する。
- 地区の特性に応じたまちづくりの推進
- 大江戸線延伸地域のまちづくりの推進
- 幹線道路沿道のまちづくりの推進
- 住環境の適正誘導

○鉄道駅周辺地区のまちづくりを推進し、まちの拠点機能を向上させる。
- 駅周辺地区の計画的なまちづくりの推進
- 道路整備や建築物の外壁などの後退による歩行者空間の整備

○都市基盤の整備や面的なまちづくりにより災害に強いまちづくりを推進する。
- 道路、公園などの都市基盤の整備推進や老朽木造建築物が多く存在するなどの密集市街地の不燃化促進
- 被災からの早期復興の仕組みづくり
- 雨水を地下に浸透させるなどの雨水流出抑制施設の整備促進

○バリアフリー化などによる利用しやすいまちづくりを促進する。
- 公共施設バリアフリー化の整備・改善の推進
- 病院、大型店舗などの民間施設バリアフリー化の整備・改善の促進
- 駅施設や駅周辺のバリアフリー化の整備・改善の促進

＜区民の意識・意向（施策の満足度・必要度）＞

※平成19年度区民意識意向調査より

	満足度（%）		必要度（%）	
	満足評価	不満評価	必要性の高い評価	必要性の低い評価
生活しやすいまちづくり	38.9	52.5	83.2	9.8

注:各評価の割合は無回答を含む割合のため、その合計値は必ずしも100%とならない

＜区民懇談会の提案内容＞

※頁番号は「練馬区の将来像を考える区民懇談会　報告書」の掲載頁

☆めざすべき将来像	環境まちづくり	・電線類の地中化や細街路の改善など基盤整備が適切に整備されたまちを目指します（9頁）
	区民生活	(1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） ＊安心して暮らせるやさしいまち ＊楽しくやすらげるまち
■現状における課題	環境まちづくり	「水辺、河川」等（2頁） ＊ 都市型水害の発生を抑制するための、適切な河川管理・治水が求められています。 「自転車・交通」（4頁） ＊交通渋滞解消に向けた基盤整備が求められています。
	区民生活	「交流」「安全・安心」（1頁） ＊ 災害対策の充実が課題となっています。 ＊ 高齢者・障害者・幼児などの安全対策の強化が課題となっています。 「活力」（2頁） ＊ まちの魅力の充実が課題となっています。 ＊ 今後の都市像とそれに適したまちづくりのあり方を検討することが必要です。
○取り組みの方向性	環境まちづくり	(4)a)総合的な道路ネットワークの構築を進めます（18頁） b)生活者が安心して利用できる生活道路を構築します e)災害時も安心できる交通基盤を構築します
	区民生活	(1)c)安心して暮らせるやさしいまちをつくります（7頁） (2)a)誰もが尊重されるまちをつくります（人権尊重・男女共同参画）（12頁）

46. 良好な交通環境をつくる

＜政策シート＞

☆この政策でめざす状態

交通環境が良好に整備されることで、交通機関が円滑に機能し、だれも不便を感じることなく安全に移動することができる状態。

＜この政策で展開している施策＞

- 46　良好な交通環境をつくる
  - 461　公共交通を充実する
  - 462　主要な道路を整備する
  - 463　道路の利用環境を整備する

■課題

○公共交通の整備
高齢者や障害者の社会参加や子育て支援の観点から公共交通機関の充実が求められる。また、鉄道の踏切が原因で、交通渋滞が発生し、緊急車両の通行の妨げとなっている。

○道路整備
道路網の整備は着実に進展するものの南北方向を中心に不十分な状況にある。慢性的な交通渋滞や環境への影響、通り抜け車両が生活道路に入り込んで生じる生活環境の悪化等をもたらすことから、都市計画道路をはじめとする道路網の充実が求められる。

○道路の利用環境
公共交通網が十分に整備されていないため、依然として自転車利用者が多く、鉄道やバスなど他の交通手段との適正な利用分担が求められる。特に駅周辺部では、歩行者と自転車が安全に通行できる環境の整備（道路空間の再配分・マナー向上に向けた啓発活動の推進・自転車駐車場の整備等）が求められる。

○課題に対応する取り組みの方向性

○鉄道・バス交通など公共交通の整備
・大江戸線の延伸促進
・エイトライナー（環状八号線の地下等を利用した環状鉄道計画）の整備促進
・コミュニティバス（区民の移動しやすさの向上を図るため、公共交通空白地域の改善などを目的とした路線バス）の再編および新規導入
○都市計画道路、生活幹線道路などの道路整備
・各種まちづくり計画と連携した、整備促進
・東京外かく環状道路の整備促進
・鉄道の連続立体交差化の促進
○放置自転車対策など道路の利用環境の改善
・自転車の利用環境の整備
・安全・景観に配慮した歩きやすい道づくり
・自動車駐車場対策の推進
・交通安全教育などの交通安全対策の推進

＜この政策にかかわる個別計画＞

・練馬区都市交通マスタープラン（平成20年3月策定）
・練馬区自転車利用総合計画（平成12年5月策定）
・練馬区福祉のまちづくり総合計画（平成18年3月策定）
・練馬区交通安全計画　（平成19年2月策定）

＜区民の意識・意向（施策の満足度・必要度）＞

※平成19年度区民意識意向調査より

	満足度（%）		必要度（%）	
	満足評価	不満評価	必要性の高い評価	必要性の低い評価
道路や公共交通の整備	45.5	47.3	82.0	10.9
交通安全対策	23.8	69.5	87.0	7.4

注:各評価の割合は無回答を含む割合のため、その合計値は必ずしも100%とならない

＜区民懇談会の提案内容＞

※頁番号は「練馬区の将来像を考える区民懇談会　報告書」の掲載頁

☆めざすべき将来像	環境まちづくり	(4)誰もが移動しやすいまち（9頁） ＊公共交通が整備されたまち ＊自転車が快適に利用できるまち ＊道路空間が適切に整備されたまち
	区民生活	(1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） ＊楽しくやすらげるまち
■現状における課題	環境まちづくり	「自転車・交通」（4頁） ＊駐輪場の整備と放置自転車の排除が求められています ＊交通渋滞の解消等に向けた道路の整備が必要です ＊公共交通の整備・拡充が求められています
	区民生活	「交流」「安全・安心」（1頁） ＊防犯対策が課題となっています ＊高齢者・障害者・幼児などの安全対策の強化が課題となっています。
○取り組みの方向性	環境まちづくり	(4)a)総合的な道路ネットワークの構築を進めます（18頁） b)生活者が安心して利用できる生活道路を構築します c)公共交通の充実を図ります d)自転車の利用を促進します e)災害時も安心できる交通基盤を構築します
	区民生活	(1)c)安心して暮らせるやさしいまちをつくります（7頁） d)楽しくやすらげるまちをつくります

47. 安心して生活できる住まいづくりを進める

＜政策シート＞

☆この政策でめざす状態

区民それぞれの住まいの需要に応じた支援により、だれもが安心して安全に暮らせる状態。

＜この政策で展開している施策＞

- 47 安心して生活できる住まいづくりを進める
  - 471 公共賃貸住宅を適切に管理・運営する
  - 472 良質な住まいづくりを支援する
  - 473 高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを支援する

■課題

○公営住宅に関連する課題等

・都営住宅を含めて低廉な家賃で賃貸する公営住宅を引き続き提供していくことが求められている。

・区営住宅の老朽化により、今後、大規模改修または改築（仮住居の確保を含む）が必要になる。

・区営住宅入居者の高齢化が進行し、高齢者対応型住宅への施設改修が必要になる。

・区営住宅入居世帯の家族構成の少人数化が進み、少人数世帯向け住宅の確保と住み替えが必要になる。

○良質な住宅の需要

・公共、民間を合わせた住宅の供給数（ストック）が需要数を大幅に上回る。一方で、既存住宅ストックの老朽化が進み、良質な住宅への転換が求められている。特に耐震性の向上が求められている。

・集合住宅を中心に適正管理されている住宅と管理が不十分な住宅の2極化が進む。

・地球温暖化対策の取組み強化に伴って、より省エネ型の住宅や設備が求められる。

○高齢者等の安心な住まいづくり

・高齢化が進行し、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する。防災、防犯等に対して地域で対応する力が低下し、高齢者に対する生活支援の仕組みの充実が求められる。そのことに伴い、住宅においては高齢者対応型住宅の普及が必要になる。

・高齢者、障害者、子育て世帯などに応じた適切な規模、構造等を有する賃貸住宅が十分には供給されていない状況が継続している。

・民間から借り上げている区立高齢者集合住宅は、所有者の意向によっては、買取または返還が必要になる。また返還や建替えの場合には、入居者の転居先の確保が必要になる。

○課題に対応する取り組みの方向性

○区営住宅等の適切な管理・運営

公営住宅の機能向上

○良質な住まいづくりの支援

耐震化の推進など良質な民間住宅形成への支援等

住宅に関する情報提供の充実

分譲マンションの適正な維持管理の誘導

○高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりの支援

高齢者世帯向け住宅のバリアフリー化促進

高齢者世帯の住宅支援

家族構成の変化に対応する居住環境の形成

＜この政策にかかわる個別計画＞

・第2次練馬区住宅マスタープラン（平成13年3月策定）

・練馬区耐震改修促進計画（平成19年3月策定）

＜区民の意識・意向（施策の満足度・必要度）＞

※平成19年度区民意識意向調査より

	満足度（%）		必要度（%）	
	満足評価	不満評価	必要性の高い評価	必要性の低い評価
公共住宅の整備や住まいづくりの情報提供	44.0	45.7	65.7	26.2

注:各評価の割合は無回答を含む割合のため、その合計値は必ずしも100%とならない

＜区民懇談会の提案内容＞

※頁番号は「練馬区の将来像を考える区民懇談会　報告書」の掲載頁

☆めざすべき将来像	区民生活	(1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） ＊安心して暮らせるやさしいまち ・災害や犯罪、事故に対する不安のないまち (2)「誰もが生き生き暮らせる元気なまち」をめざします（5頁） ＊誰もが尊重されるまち
	環境まちづくり	(3)ものやエネルギーを大切にするまち（8頁） ＊エネルギーを上手に使うまち ・自然エネルギーが様々な分野で導入されている ・ライフスタイルの変化を通して、省エネルギーの生活が普及している
■現状における課題	区民生活	「交流」「安全・安心」（1頁） ＊災害対策の充実が課題になっています。 ・木造住宅の耐震診断や耐震補助制度の強化推進が求められています。 「活力」（2頁） ＊住民一人ひとりの力を引き出す人材活用が課題になっています。
	環境まちづくり	「ごみ・リサイクル」等（3頁） ＊省エネルギーに向けた取り組みが求められています。
○取り組みの方向性	区民生活	(1)c)安心して暮らせるやさしいまちをつくります（7頁） (2)a)誰もが尊重されるまちをつくります（12頁）
	環境まちづくり	(3)c)エネルギーの有効利用を進め、省エネ社会を実現します（15頁）